

委員会報告（案）「特定ラジオマイクの周波数移行等に係る技術的条件」の意見募集の結果及び意見に対する

委員会の考え方

（平成24年3月17日～同年4月16日意見募集）

【意見提出 13件】

整理番号	意見提出者
1	個人
2	個人
3	日本テックトラスト株式会社
4	クアルコムジャパン株式会社
5	エリクソン・ジャパン株式会社、ST-エリクソン株式会社
6	日本舞台音響家協会
7	東宝株式会社
8	社団法人日本演劇興行協会
9	エリアワンセグシステム開発委員会
10	YRP研究開発推進センター
11	ケーブルテレビ無線利活用促進協議会
12	株式会社ハートネットワーク
13	特定ラジオマイク利用者連盟

整理番号	提出された意見の概要	意見に対する考え方
1	<p>5. 1. 5 空中線系では、絶対利得の上限の緩和をアナログのイヤモニに限っています。しかし、空中線電力が10mW以下であれば、デジタルのイヤモニについても、絶対利得の上限を緩和してよいのではないのでしょうか？</p> <p>また、7. 1. 5 空中線系についても、同様にデジタルのイヤモニについても、絶対利得の上限を緩和してよいのではないのでしょうか？</p> <p>【個人】</p>	<p>・現在は、アナログ方式のイヤモニしか利用されておらず、カバーエリアをより広く確保したい要望を踏まえ、地デジへの影響を考慮し、デジタル方式ラジオマイクのEIRPを越えない範囲で指向性空中線の使用を可能とするものです。</p>
2	<p>4.1.8 アナログ方式イヤ・モニターの指向性空中線(最大利得 7dBi)を使用可能とすることが適当である。との案については賛成します。</p> <p>しかしながら、テレビホワイトスペース帯を使用する特定ラジオマイクの技術的条件の検討のなかで、特定ラジオマイクを混信保護値に係る希望波としその他 エリア放送型システム、センサーネットワーク、災害向け通信システム等のホワイトスペース利用システムを妨害波とした場合の検討に於いて、不十分な点を感じられます。</p> <p>また、4.2 ※ ホワイトスペースにおける割り当て上の優先順位にもあるように特定ラジオマイクは他周波数帯(一次業務)からの移行であることから、早急に地上テレビジョン放送、特定ラジオマイク、その他ホワイトスペース利用システム等が共存し 利用可能な電波環境、周波数プランの検討を行なうべきであると考えます。</p> <p>【個人】</p>	<p>・賛成意見として承ります。</p> <p>なお、テレビホワイトスペース帯を使用するエリア放送型システム等との共用条件については、今後、検討を行うこととしています。</p>
3	<p>弊社は、プロ音響用の機器を輸入販売している商社です。特にラジオマイクとイヤモニターの運用をサポートする業務を長年行って来た経験から「特定ラジオマイクの周波数移行等に係る技術的条件」について、意見を提言致します。</p> <p>4. 1. 1 使用周波数帯について</p> <p>テレビホワイトスペース帯を使用する特定ラジオマイクの使用周波数帯について、現行のラジオマイクと同等な安定したラジオマイクの運用を実現するには、二次業務の特定ラジオマイクに、他の二次業務の使用がない周波数帯を確保し、他の二次業務との混信や干渉を無くす必要があると考えます。</p> <p>4. 1. 3 空中線電力の許容偏差について</p>	<p>・ホワイトスペースにおける具体的な運用調整の方法については、本年1月24日に公表した「ホワイトスペース利用システムの共用方針」に基づいて、今後、ホワイトスペース推進会議の下で検討される予定です。</p> <p>・空中線電力の許容偏差は、実際に電波を発射する場合の送信設備の空中線電力が、指定された空中線電力に対して許される偏差で</p>

	<p>許容偏差の上限が+50%から+20%へ低減するとなっていますが、特にアナログ方式については空中線電力が10mWと低い為、安定した運用の為に少しでも高い許容偏差の上限を維持すべきであると考えます。また、地上デジタルテレビジョンへの干渉量を軽減できるとの考えで+50%から+20%に低減しても、その差はわずか1dB程度なので地上デジタルテレビジョンへの干渉を大幅に軽減する効果は期待できないと考えます。他方、空中線電力が低いラジオマイクの許容偏差の上限は、現行の+50%を維持することによって安定したラジオマイクの運用ができると考えられます。許容偏差の上限を現行の+50%を維持する必要があると考えます。</p> <p>4.1.8 アナログ方式イヤーマニターの空中線</p> <p>アナログ方式イヤーマニターの空中線は、より広いエリアを確保する為に指向性空中線(7dBi)を使用可能とするとあります。これは、空中線電力30mWにおいて2.14dBiの空中線を使用した時の放射電力とほぼ同じ放射電力であると考えられます。しかし、海外でのイヤーマニターの使用状況から空中線電力は50mW程度必要であると推測します。よって空中線の利得は50mWと同等の放射電力を実現するため、9.14dBiが適当と考えます。</p> <p>【日本テックトラスト株式会社】</p>	<p>あり、地上デジタルテレビジョンへの干渉量の軽減及び海外での製品動向を踏まえ許容偏差の上限を20%としたものです。</p> <p>・デジタル方式ラジオマイクのEIRPは、19.14dBmであることから、これを越えない範囲で通常使用が想定される指向性空中線(最大利得7dB)としています。</p>
4	<p>(1) 710-718MHzはモバイル帯域と地デジ帯域のガードバンドであり、ラジオマイクの使用に供する割当ではない。この帯域は、APTにおける国際協調周波数帯域[1]である。国際的な協調周波数帯の細切れな割当は周波数有効利用を妨げる最大の要因になる。一昔前の800MHz帯の小刻みに分割された周波数割当の修正に約10年を要したことは記憶に新しい。唯一これが許されるのは国際協調の強い要求がある場合だが、今回は日本特有の仕様導入を招き、市場展開を狭める結果になることは自明。さらに、報告書案4.1.1節に記されているように、WRC-12での結果において、Region 1の694MHz-790MHzのIMT移動業務分配がWRC-15の議題になることが決定された。これら国際周波数協調を考慮し、ラジオマイクには、放送用割当のうち、698MHz以下の帯域から、地デジ割当が疎なチャンネルを割り当てべきである。</p> <p>[1]http://www.apt.int/sites/default/files/Upload-files/AWG/APT-AWG-REP-24_APT_Report_698-806_Band_Implementation_UHF.pdf</p> <p>(2) 米国のラジオマイク割当は470-698MHzである(韓国も同様)。ラジオマイクの周波数協調はこれが考慮されるべきで、698MHz以下がラジオマイクのホワイトスペース対象帯域。</p> <p>(3) TVホワイトスペースの地理的な分布の調査を進め、早期にデータベース化するとともに、公</p>	<p>・700MHz帯における携帯電話用周波数の割当について、国際的な周波数との調和に配慮しつつ、最大限かつ早急に携帯電話用周波数の確保を図るために、既存無線局の迅速かつ円滑な周波数移行を行う必要があります。</p> <p>このため、全国移動への対応や周波数の使用の利便性の確保を図るなど、本年1月24日に公表した「ホワイトスペース利用システムの共用方針」の策定に際して寄せられた既存免許人の要望等を踏まえ、可能な限り現状と同等の利用環境を確保する観点から、710-714MHz帯を特定ラジオマイクの使用周波数としたものです。</p>

	<p>開すべきである。その結果がこの報告書案に盛り込まれるべきである。ラジオマイクを適用できる周波数帯域が明らかになり運用が容易化されるとともに、将来的に、TV 帯域の周波数利用向上につなげることができる。</p> <p>【クアルコムジャパン株式会社】</p>	
5	<p>エリクソン・ジャパン株式会社および ST-エリクソン株式会社は、平成 23 年 9 月策定の周波数再編アクションプランにあるように、特定ラジオマイクを地上テレビジョン放送用周波数帯のホワイトスペース又は 1.2GHz 帯に移行し、APT(アジア・太平洋通信共同体)報告書が示し、現在 3GPP で議論中の FDD 周波数アレンジメントと整合して、日本において 700MHz 帯で陸上移動通信システムの展開を可能とする方針を支持いたします。</p> <p>一方、700MHz 帯の陸上移動通信システム用周波数アレンジメント(30MHz x 2)は、APT 報告書の FDD アレンジメント(45MHz x 2)のサブセットとなっています。周知の通り、700MHz 帯は移動通信システムに非常に適した電波帯であり、極めて貴重な無線資源です。スマートフォンなどの高度端末の増加にともない移動通信トラフィックが急速に増大する今日、この帯域のできるだけ多くの部分を携帯電話システムで利用することにより、大きな社会的・経済的な効果が期待されます。さらに、本年 1 月から 2 月に開催された世界無線通信会議 WRC-12 では、第 1 地域の 694 - 790MHz を 2015 年以降移動業務に一次分配することを決定し、関連する WRC-15 の新議題(議題 1.2)を設定しました。また第 2 地域でも多くの国(ラテン・アメリカ諸国)が、APT 報告書の FDD アレンジメント(45MHz x 2)に大きな関心を示しています。このようにこの FDD アレンジメント(45MHz x 2)は、今後世界の多くの国で採用される可能性を持っています。</p> <p>したがって、将来周波数の差分(15MHz x 2)が移動通信サービスに利用可能となる、もしくはその帯域を使用するシステムの周波数利用効率が想定外に小さいことが判明した時は、その利用目的を見直し、700MHz 帯の周波数アレンジメントを APT 報告書の FDD アレンジメントと完全に整合させることを検討すべきと考えます。</p> <p>移動通信システム委員会報告(案)では、テレビホワイトスペース帯等を使用する特定ラジオマイクの技術的条件として、地上テレビジョン放送用のホワイトスペース(470-710MHz)に加えて、710-714MHz もその使用周波数帯とすることが示されています。特定ラジオマイクを 710-714MHz に割り当てることは、周波数の差分(15MHz x 2)を移動通信サービスに割り当て、この帯域の移動通信用周波数アレンジメントを世界の多くの国と完全に整合させる方策を困難にする可能性があり、慎重に</p>	<p>・700MHz 帯における携帯電話用周波数の割当について、国際的な周波数との調和に配慮しつつ、最大限かつ早急に携帯電話用周波数の確保を図るために、既存無線局の迅速かつ円滑な周波数移行を行う必要があります。</p> <p>このため、全国移動への対応や周波数の使用の利便性の確保を図るなど、本年1月24日に公表した「ホワイトスペース利用システムの共用方針」の策定に際して寄せられた既存免許人の要望等を踏まえ、可能な限り現状と同等の利用環境を確保する観点から、710-714MHz 帯を特定ラジオマイクの使用周波数としたものです。</p>

	<p>判断すべきと考えます。</p> <p>【エリクソン・ジャパン株式会社】【ST-エリクソン株式会社】</p>	
6	<p>日本舞台音響家協会は特定ラジオマイクを舞台及び屋外イベント等で利用する、舞台芸術創造を支える音響家の団体として活動しています。「周波数再編アクションプラン」の実施で、私ども特定ラジオマイクユーザーが周波数移行に関わるリスクを背負うことなく、安全で効率的な運用を実現するために、「移動通信システム委員会 報告(案)」～特定ラジオマイクの周波数移行等に係わる技術的条件～について提言します。</p> <p>1)ホワイトスペース帯では、「地上デジタルテレビ放送を除く他の利用システムより優先的に割り当てる。」(P-28)とあるが、実運用に伴う具体的な運用形態として、特定ラジオマイク以外の二次業務システムを低い周波数側での運用とし、特定ラジオマイクに他の二次業務システムの運用がない高い周波数側を確保することを要望する。これにより全ての利用システムがより安全で安定した運用調整を行うことができるし、しなければならない。</p> <p>2)空中線電力に関して4章4.1に「当該要求条件は…必要最小限とした」と記されているが、諸外国の動向を見ても、我が国のアナログ空中線電力10mW(4.1.2)は微弱であり、大規模な舞台創造の現場ではカバー範囲が狭く苦勞を強いられているため一考を要する。今年度さらに詳細な検証実験を行い現場が必要なレベルに少しでも近づけることを要望する。また、4.1.3 空中線電力の許容偏差も欧州のETSIの規格を採用しているが、これも欧州のアナログ空中線電力50mWでの規格である。</p> <p>3)上記以外の技術的条件は、ユーザーや技術者の意見が取り入れられており問題ないと思うが、8章 今後の検討課題にある仕組み作りは、一次業務を含むホワイトスペース帯を共用する全てのシステムの団体が参加して運用調整を行わなければならない。そのためには総務省直属の運用調整の組織づくりとホワイトスペースマップの情報提供、及び調整システムの構築を早急に行う必要がある。</p> <p>【日本舞台音響家協会】</p>	<p>・ホワイトスペースにおける具体的な運用調整の方法については、本年1月24日に公表した「ホワイトスペース利用システムの共用方針」に基づいて、今後、ホワイトスペース推進会議の下で検討される予定です。</p> <p>・移行先周波数帯において現行の利用環境を維持するために必要となる最小限の技術的条件について検討を行ったものです。増力等については今後の参考とさせていただきます。</p>
7	<p>東宝株式会社は80年以上に亘り、演劇やミュージカルなど様々な演目を在京の直営2館に加えて全国各地においてツアー公演し、我が国の文化芸術の発展に貢献していると自負しております。特定ラジオマイクは、演劇やミュージカル公演の上演に欠くことの出来ない重要な機器として、下記の運用環境で、特定ラジオマイク利用者連盟の運用調整の下、20数年に亘り問題なく運用して参りました。</p>	<p>・賛成意見として承ります。</p> <p>ホワイトスペースにおける具体的な運用調整の方法については、本年1月24日に公表した「ホワイトスペース利用システムの共用方針」に基づいて、今後、ホワイトスペース推進会議</p>

	<p>全国共通周波数帯(770～806MHz)で運用が可能 全国共通チャンネルプラン設定で運用が可能 全国同一機器で運用が可能</p> <p>総務省の指導による「周波数再編アクションプラン(平成 23 年 9 月改定)(案)」の実現した場合、現行使用している 700MHz から周波数移行を強いられる特定ラジオマイクユーザーとして、その文化的な役割も十分考慮いただいて、現行の特定ラジオマイク環境と同等以上の条件が満たされることを求めます。</p> <p>またこの度、「情報通信審議会 情報通信技術分科会 移動通信システム委員会報告(案)」について、次の通りに考えます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「第3章 諸外国の動向」を考慮し、ホワイトスペース帯運用は、特定ラジオマイクを 2 次業務とし、他の 2 次業務システムの運用のない帯域を高い周波数側から確保し、これにより特定ラジオマイクの安定運用、安定運用調整となるよう強く要望致します。 2. 「第4章 4.1 及び第6章 6.1 要求条件の内、変調周波数、チャンネル間隔、アナログ方式イヤークラス・モニターの空中線」について、特定ラジオマイクユーザー、メーカーの要望が採用され評価致します。 3. 日本各地の利用可能な周波数帯域の明確化を要望致します。 <p>これらの提言を考慮し、周波数移行を強いられる特定ラジオマイクが移行先において現在と同様の安定運用となるよう、環境の整備構築を要望致します。</p> <p>【東宝株式会社】</p>	<p>の下で検討される予定です。</p>
8	<p>私ども舞台公演、コンサート、イベント会場および放送・映画関係等で使用される特定ラジオマイク(A型ラジオマイク、A型ワイヤレスマイクと言われており、全国で2万本以上の利用がされている)の利用者は、総務省の指導による「周波数再編アクションプラン(平成 23 年 9 月改定)(案)」の実現によって現行使用している 700MHz 帯から周波数移行を強いられる立場を配慮いただき、下記の要望の実現を求めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「第3章 諸外国の動向」を考慮し、ホワイトスペース帯運用は、特定ラジオマイクを 2 次業務とし、他の 2 次業務システムの運用のない帯域を高い周波数側から確保し、これにより特定ラジ 	<p>・賛成意見として承ります。</p> <p>ホワイトスペースにおける具体的な運用調整の方法については、本年1月24日に公表した「ホワイトスペース利用システムの共用方針」に基づいて、今後、ホワイトスペース推進会議の下で検討される予定です。</p>

	<p>オマイクの安定運用、安定運用調整となるよう強く要望致します。</p> <p>2. 「第4章 4.1 及び第6章 6.1 要求条件の内、変調周波数、チャンネル間隔、アナログ方式イヤーク・モニターの空中線について」、特定ラジオマイクユーザー、メーカーの要望が採用され評価致します。</p> <p>3. 日本各地の利用可能な周波数帯域の明確化を要望致します。</p> <p>【社団法人日本演劇興行協会】</p>	
9	<p>◎4. 2. 1 地上デジタルテレビジョン放送への混信保護値</p> <p>『実用化の検討が先行しているエリア放送型システムが個別システム間のD/Uによる混信保護ではなく、【中略】I/Nによる混信保護基準を適用していることとの整合を図る必要がある。』</p> <p>については適切であり、情報通信審議会放送システム委員会の議論との整合性が保たれることが好ましいと考える。</p> <p>◎共用のために必要となる運用調整の仕組みについて</p> <p>各システム間で共用が可能かどうかを判断するためには共用の技術的条件が明確になっている必要がある。</p> <p>現時点で、特定ラジオマイクとエリア放送型システムとの共用条件については未検討である。</p> <p>特定ラジオマイクの技術的条件の検討後、改めて共用方針を策定することが適当と考える。</p> <p>◎テレビホワイトスペースの合理的な利用環境整構築について</p> <p>すでに制度化されて事業開始の準備が進んでいるエリア型放送システムに対する制約や変更を最小限にするとともに、エリア型放送システムの普及推進にとって大きな妨げにならないような適切な対応を期待する。</p> <p>【エリアワンセグシステム開発委員会】</p>	<p>・賛成意見として承ります。</p> <p>なお、テレビホワイトスペース帯を使用するエリア放送型システム等との共用条件については、今後、検討を行うこととしています。</p> <p>また、ホワイトスペースにおける具体的な運用調整の方法については、本年1月24日に公表した「ホワイトスペース利用システムの共用方針」に基づいて、今後、ホワイトスペース推進会議の下で検討される予定です。</p>
10	<p>1 4. 2. 1 地上デジタルテレビジョン放送への混信保護値について</p> <p>『実用化の検討が先行しているエリア放送型システムが個別システム間のD/Uによる混信保護ではなく、ITU-R勧告案(ITU-R Rec.BT.1895「地上放送システムの保護基準」)であるI/Nによる混信保護基準を適用していることとの整合を図る必要がある。』については適切であると考えます。</p> <p>2 共用のために必要となる運用調整の仕組みについて</p> <p>各システム間で共用が可能かどうかを判断するためには共用の技術的条件が明確になっている必要がある。</p>	<p>・賛成意見として承ります。</p> <p>なお、テレビホワイトスペース帯を使用するエリア放送型システム等との共用条件については、今後、検討を行うこととしています。</p> <p>また、ホワイトスペースにおける具体的な運用調整の方法については、本年1月24日に公表した「ホワイトスペース利用システムの共</p>

	<p>現時点で、特定ラジオマイクとエリア放送型システムとの共用条件については未検討のままとなっている。</p> <p>特定ラジオマイクの技術的条件の検討後、早急に共用方針を策定することが適当と考える。</p> <p>3 テレビホワイトスペースの合理的な利用環境整備構築について</p> <p>すでに制度化されて事業開始の準備が進んでいるエリア型放送システムに対する制約や変更を最小限にするとともに、特定ラジオマイク、エリア型放送システム双方の運用基準や相互調整基準の取り決めなど、多種多様なホワイトスペース利用システムの円滑が普及を推進するような適切な対応を期待する。</p> <p>【YRP研究開発推進センター】</p>	<p>用方針」に基づいて、今後、ホワイトスペース推進会議の下で検討される予定です。</p>
11	<p>4. 2. 1 地上デジタルテレビジョン放送への混信保護値</p> <p>『実用化の検討が先行しているエリア放送型システムが個別システム間の D/U による混信保護ではなく、ITU-R 勧告案(ITU-R Rec.BT.1895「地上放送システムの保護基準」)である I/N による混信保護基準を適用していることとの整合を図る必要がある。』は、適切であると考えます。</p> <p>4. 2. 1 地上デジタルテレビジョン放送への混信保護値</p> <p>(1)同一チャンネルの混信保護値</p> <p>『ITU-R Rec.BT.1895「地上放送システムの保護基準」では、放送の保護を目的に、一次業務以外に対する保護基準は I/N が-20dB を上回らないことと規定されているが、ホワイトスペース推進会議(会長:中央大学 土居範久 教授)が公表した「ホワイトスペース利用システムの共用方針」では特定ラジオマイクの優先順位が地上デジタル放送に次ぐこと※、更に免許で管理されることを考慮して、同一チャンネルに対する混信保護値は I/N=-10dB とすることが適当である。』とされていますが、ITU-R Rec.BT.1895 においては下記となっています。</p> <p>Recommends2:RRに周波数割り当ての無い全ての発射・放射からの全干渉量は、受信システム雑音の1%を超えてはならない。</p> <p>Recommends3:RR に一次業務の周波数割り当てのある全ての無線放射からの全干渉量は、受信システム雑音の10%を超えてはならない。</p> <p>エリア放送型システムは、ホワイトスペースの周波数帯で一次業務の割り当てがある地上デジタルテレビジョン放送と同じ方式であるため、Recommends3により10%(=-10dB)とされていますが、方式が異なる特定ラジオマイクは、ホワイトスペースにおいて一次業務の割り当てがないことから</p>	<p>・特定ラジオマイクは、①ホワイトスペース推進会議が公表した「ホワイトスペース利用システムの共用方針」では特定ラジオマイクの優先順位が地上デジタル放送に次ぐこと、②無線局免許で管理されること、を考慮し、更に既に技術的条件が策定されているエリア型放送システムでの混信保護値との整合を図り、同一チャンネルの混信保護値を I/N=-10dB とすることが適当と判断したものです。</p>

	<p>Recommends2 に該当し、ホワイトスペース用 2 次業務システム間での免許取得の優先順位に係わらず、先ず地上デジタルテレビジョン放送の混信保護条件を満たす必要があることから、1% (= -20dB) 以下である『I/N = -20dB』とするのが適切であると考えます。</p> <p>同様の理由により、他チャンネルに対する『I/N = -10dB』の部分についても、『I/N = -20dB』とするのが適切であると考えます。</p> <p>【ケーブルテレビ無線利活用促進協議会】</p>	
12	<p>4. 1. 1 使用周波数帯 「710MHz～714MHz を使用周波数帯とする。」 この周波数帯を使用することについて賛同します。 特定ラジオマイクは移動局として運用されることが想定されるため、他のシステムで固定運用される局では混信の回避が難しいため、周波数帯を決めて運用するのが望ましいと考えます。</p> <p>4. 2 テレビホワイトスペースにおける共用条件の検討 470MHz～710MHz のテレビホワイトスペース帯域での運用では特定ラジオマイクでも固定局としての運用を行うことが望ましいものと考えます。 この点について、免許方針などで配慮していただくことを希望いたします。</p> <p>5. 1. 3 使用周波数帯 以上の点から、周波数帯を明確にすることを希望します。 「470MHz を超え 714MHz 以下とする。」 470MHz～710MHz 固定局利用 710MHz～714MHz 移動局利用 【株式会社ハートネットワーク】</p>	<p>・賛成意見として承ります。 ホワイトスペースにおける具体的な運用調整の方法については、本年1月24日に公表した「ホワイトスペース利用システムの共用方針」に基づいて、今後、ホワイトスペース推進会議の下で検討される予定です。</p>
13	<p>テレビホワイトスペース帯の技術的条件等の提案骨子について、地デジテレビジョン放送波への混信保護、離隔距離など日本独特のテレビ文化を大事にする観点での必要性は認めるが特定ラジオマイクの運用にも心して、お互いに問題のない棲み分けをしたい。</p> <p>「特定ラジオマイク」の周波数帯域を新しく欲しいとしているのではなく、現行の周波数帯域から、移行して欲しいとの事で移行する。それらにかかる移行経費は音響用の「特定ラジオマイク」を運用している、「特定ラジオマイク利用者連盟」の会員に対して納得の行く移行補償をする事。また、現行の運用・調整上の利便性等の利用環境の維持が最小限必要で新しい周波数帯域での運用調整のための</p>	<p>・本報告書は特定ラジオマイクの周波数移行等に係る技術的条件についてまとめたものであり、提出いただいた移行補償等については、今回の意見募集の対象外となります。</p> <p>なお、周波数移行にあたっての費用負担の考え方については、「3.9 世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する</p>

<p>システム開発経費とそれに付随するシステムの経費は移行補償費から支払われるものと考えている。</p> <p>移行スケジュールから見ると「運用調整業務体制」は緊急、速やかに構築する必要があり、時間的な余裕はない。</p> <p>この対応が遅れると特定ラジオマイク運用者とエリア型等の運用者に対して、円滑な業務が行えず、出演者等に対しても多大なご迷惑を与えることになり、日本の音声文化の恥を全世界にさらすことになりかねない。新旧の特定ラジオマイクの併存運用期間を目前にして、早急な対応をお願いしたい。</p> <p>【特定ラジオマイク利用者連盟】</p>	<p>指針を定める件(平成 23 年総務省告示 513 号)」において示されています。</p>
---	---